

岐阜県業務継続計画 ＜地震等災害編＞

令和7年4月

岐阜県

目 次

第1章 はじめに

1. 1	策定の趣旨	1
1. 2	業務継続計画とは	1
1. 3	業務継続計画の必要性及び地域防災計画との関係	2
1. 4	東日本大震災 震災対策検証委員会からの提言	3
1. 5	被災県（宮城県）の状況	3
1. 6	業務継続計画の目標	4

第2章 業務継続体制

2. 1	対象組織	5
2. 2	被害状況の想定	5
	（1）岐阜県で将来発生が予想される地震被害の想定	
	（2）想定する危機事象の特定	
	（3）人的被害の想定	
	（4）施設被害の想定	
2. 3	非常時優先業務の選定	9
2. 4	時系列に応じた業務内容の検討	10
2. 5	非常時優先業務の遂行に必要な情報システムについて	11
2. 6	市町村支援体制	11

第3章 資源の確保計画

3. 1	必要資源に関する分析と対策の検討	12
3. 1. 2	職員の確保	12
	（1）職員の参集ルール	
	（2）安否確認	
	（3）参集職員数の想定	
	（4）特定職種への対応	
3. 1. 3	参集職員を確保するための対策	15
3. 1. 4	応援職員の要請	16

第4章 執務環境確保計画

4. 1	業務継続に必要な執務環境	2 0
4. 2	執務環境の確保	2 1
4. 2. 1	県庁舎における「ライフライン」等の寸断に対する対応	2 1
4. 2. 2	ネットワーク、非常用通信、パソコン環境の確保	2 4
	(1) ネットワーク環境の現状	
	(2) ネットワーク環境の確保	
	(3) 大規模地震災害の発生時の対応フロー	
	(4) 非常用通信の確保	
	(5) パソコン等配備の状況	
	(6) 代替パソコンの確保	
4. 2. 3	執務環境の確保	2 6
	(1) 県庁舎機能停止の場合の執務環境確保計画〔原則〕	
	(2) 県庁舎機能停止の場合の執務環境確保計画〔各施設別〕	
4. 3	「各総合庁舎機能」の確保	3 1

第5章 指揮命令系統

5. 1	指揮命令系統の確立	3 3
5. 2	職務代行	3 5
	(1) 一部職務の職務代行	
	(2) 全職務の職務代行	
	(3) 所属毎の代行者の選定	
	(4) 職員への周知	

第6章 業務継続体制の向上

6. 1	計画の浸透	3 7
6. 2	教育訓練等	3 7
6. 3	点検・是正	3 7
6. 4	市町村との連携	3 8

第1章 はじめに

1. 1 策定の趣旨

岐阜県では、東海地震、東南海地震及び南海地震、並びに多数の存在が確認されている活断層による内陸型地震の可能性が高まっていることを受け、平成17年4月に「地震防災対策推進条例」を施行し、以降、「地域防災計画」や「地震防災行動計画」の策定及び改訂を行ってきた。

当該計画においては、県や市町村、防災機関が災害時又は事前に、連携して実施すべき災害対策（予防対策、応急対策、復旧・復興対策などの減災対策）の実施事項や役割分担を規定しており、「岐阜県災害対策マニュアル」等に基づき、状況に応じ、速やかに「応急対策業務」を実施し、すべての関係者が連携して地震防災対策等に取り組むこととしている。

一方で、県は、県民生活に密着する行政サービスの提供や県の基幹業務などの「継続性の高い通常業務」（以下「重要継続事業」という。）を、危機発生時においても実施していかなければならない。

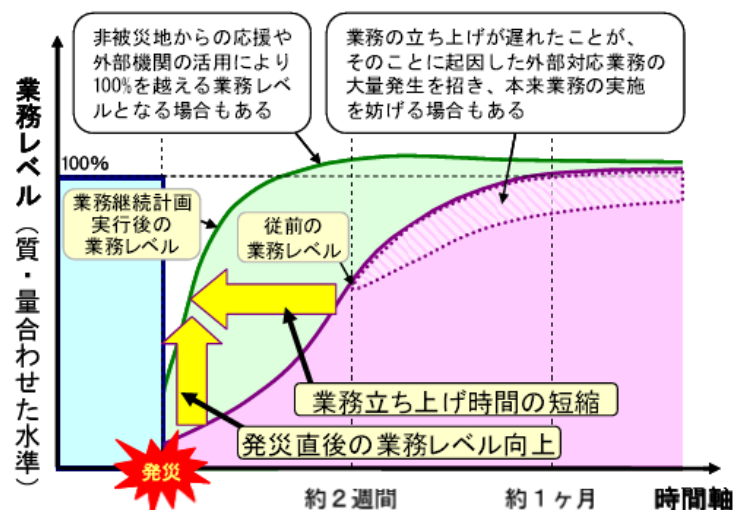
このため、「県民の命と健康を守り、県民生活と社会的機能を維持する」県の使命を果たすため、県が行うべき「地震被害に関する応急復旧・復興に係る業務」に万全を期するとともに、通常業務のうち、継続又は早期復旧の必要がある業務を実施する体制を確保するために、事前に必要な資源（職員、庁舎、資機材等）の確保・配分や必要な対策を定めることにより、災害発生後の、業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベルの向上を図ることを目的として本計画を策定する。

なお、本計画では原則、地震災害を想定するが、県行政に大きく影響を及ぼすようなその他の災害・危機事案が発生した場合にも、本計画の内容を準用して対応することとする。

1. 2 業務継続計画とは

【業務継続計画とは】

業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、応急業務及び継続性の高い通常業務（以下「非常時優先業務」という。）を特定するとともに、非常時優先業務の業務継続に必要な資源の確保・配分や、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、大規模な地震災害時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画をいう。



業務継続計画の実践に伴う効果のイメージ

【業務継続計画の効果】

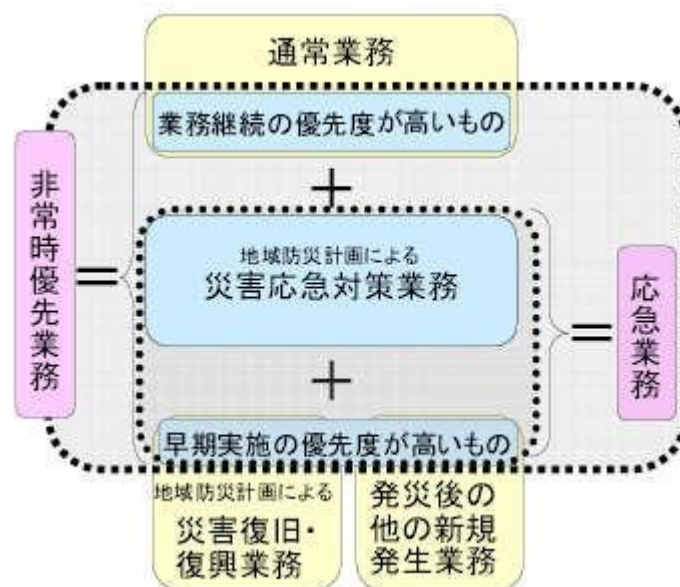
業務継続計画を策定し、必要な措置を講じることにより、業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベルの向上といった効果を得て、高いレベルでの業務継続を行える状況に改善することが可能となる。

【非常時優先業務】

大規模な地震発生時にあっても優先して実施すべき業務。

具体的には、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い復旧・復興業務のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象となる。

発災後しばらくの期間は、各種の必要資源を非常時優先業務に優先的に割り当てるために、非常時優先業務以外の通常業務は積極的に休止するか、又は非常時優先業務の継続の支障とならない範囲で業務を実施する。



非常時優先業務のイメージ

1. 3 業務継続計画の必要性及び地域防災計画との関係

岐阜県では災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき、「岐阜県地域防災計画」を策定し、県や市町村、防災関係機関が発災時又は事前に、連携して実施すべき災害対策（予防、応急・復旧、復興業務）の実施事項や役割分担について規定している。

東日本大震災では、庁舎機能の喪失や職員の被災、住民情報の消失など、人的資源や社会基盤が失われたことにより、行政の業務継続に大きな支障を来した事例がみられた。

このため、平成23年11月の改訂で、県及び市町村の業務継続計画の整備について追加され、大規模な地震発生時に優先的に継続すべき通常業務の特定及びその執行体制についても、応急業務と併せて、あらかじめ定めておく。

地域防災計画と業務継続計画の相違点

	地域防災計画	業務継続計画
計画の趣旨	・ 地方公共団体が、発災時または事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画である。	・ 発災時の限られた必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画である(実効性の確保)。
行政の被災	・ 行政の被災は、特に想定する必要事項ではない。	・ 庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する。
対象業務	・ 災害対策に係る業務(予防業務、応急業務、復旧・復興業務)を対象とする。	・ 非常時優先業務を対象とする(応急業務だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる)。
業務開始目標時間	・ 一部の地方公共団体では、目標時間を記載している場合もあるが、必要事項ではない。	・ 非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある(必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開する)。
業務に従事する職員の飲料水・食料等の確保	・ 業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保に係る記載は、必要事項ではない。	・ 業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保について記載する。

1. 4 東日本大震災 震災対策検証委員会からの提言

東日本大震災で発生した災害の検証を行うとともに、岐阜県の防災体制や防災対策への提言を行うことを目的に設置された検証委員会から以下の提言がなされた。

■行政における業務継続計画の策定

- ・ 県における業務継続計画の早期の策定及び市町村における業務継続計画策定の促進
- ・ 市町村機能が不全となった場合の支援体制整備

1. 5 被災県（宮城県）の状況

東日本大震災の業務への影響等について聞き取りを行ったところ、下記のとおり意見が得られた。

- 宮城県には、地方事務所が7つあるが、石巻と気仙沼の2つの地方事務所が壊滅状態（ライフライン含めて）となり、仮事務所で執務を行うこととなった。
- 執務時間中であつたため、職員の参集の必要がなかった。今回の震災が閉庁時に起こった場合、どれくらいの職員が参集できるのか想像もできない。
- 停電の影響もあり、出張中あるいは休暇中の職員の安否確認には、大変手間取った。
- 基地局が崩壊し、通信機能が麻痺した。電源がないと何もできないことを実感。発電機等電源の確保対策が必要と感じた。
- 避難所として指定されていない県庁舎に避難者が集まってきた。避難者への対応は全く想定外。また、職員への食料を全く想定していなかった。
- 人材をどのように確保するかが、一番重要。通常業務を休止し、応急復旧業務へ回し

- た。通常業務は、発災直後には考えられない。庁内の業務の把握は一切できなかった。
- 市町村への派遣業務に職員が相当数割かれた。そもそも派遣の想定がされていなかったため、市町村としてどれだけの人数が必要で、県としてどれだけの職員が派遣可能か、全く把握できなかった。
- 市町村は、目の前の住民対策に時間が費やされる。そのため、仮設住宅の設置やまちづくり、復興計画など先を見越した業務まで手が回らない。こういった部分に県は支援をするべき。
- ただ、派遣者を送ればいいわけではなく、派遣内容を把握し、現場で対応できる人、あるいは普段から当該市町村とつながっている人が望ましい。市町村側も県に期待するところが大きい。
- 知事会を通じた派遣、直接他県とやりとりを行った派遣などが混在し、またNPOやボランティアの情報収集がコントロールできず、応援に入ってもらっている人数の把握が全くなかった。
- 入所施設の対応や広域水道などの断水、復旧対策は早急に必要。業務の再開は所属長の判断に任された。
- 一方で、市町村に派遣された職員も想定していない業務（遺体の埋葬、支援物資の受け入れ、医療、DMATの活動）が多く発生し、通常業務の支援になかなか手が回らなかった。

1. 6 業務継続計画の目標

岐阜県の業務継続計画 目標

目標 1 県民の生命、財産の保護及び県民生活や社会機能の維持

目標 2 市町村における業務継続の支援

第2章 業務継続体制

2. 1 対象組織

非常時の業務継続体制としては、指揮命令系統等をはじめ、地域防災計画で定められた体制のもとで実施する。

一方、現地機関においては、県庁舎が使用できない場合の代替施設となり得ること、発災時には、多くの県庁職員が現地機関に配置され、さらには本庁、現地の関係なく、市町村に派遣されるなど、必要資源の確保・配分が一体となることから、同時に検討対象とすることとする。

2. 2 被害状況の想定

(1) 岐阜県で将来発生が予想される地震被害の想定

県では将来発生が予想される地震について、想定される震度と被害を調査。

(平成23～24年度 岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査、平成29～30年度 内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査)

被害規模は、南海トラフにおける海溝型地震と比較し、震源が近い内陸直下地震のほうがはるかに大きい。

地震名・断層帯名	予測地域と 最大震度	死者数 (人)	負傷者数 (人)	避難者数 (人)	全壊家屋 (棟)
南海トラフの巨大地震	県南部 震度6弱	470	13,000	161,000	35,000
揖斐川-武儀川(濃尾)	岐阜・中濃圏域 震度7	3,700	30,500	272,000	77,000
養老-桑名-四日市	西濃圏域 震度7	3,100	26,000	240,000	68,000
長良川上流(北端震源)	中濃圏域 震度7	1,100	11,700	87,000	26,500
長良川上流(南端震源)	中濃圏域 震度7	540	4,200	22,000	10,200
屏風山・恵那山及び猿投山 (南端震源)	東濃圏域 震度6強	1,700	13,200	85,000	31,000
阿寺(北端震源)	飛騨圏域 震度7	1,100	9,700	53,000	20,500
阿寺(南端震源)	飛騨圏域 震度7	900	9,000	46,000	16,000
跡津川	飛騨圏域 震度7	980	9,000	56,000	20,000
高山・大原(北端震源)	中濃圏域 震度7	870	7,800	45,000	17,000
高山・大原(南端震源)	飛騨・中濃圏域 震度7	890	6,300	34,000	15,600

この調査によると、県内に最大の被害をもたらす地震は「揖斐川-武儀川(濃尾)断層帯」による被害であり、県内で死者約3,700人、全壊家屋約77,000棟の被害となる。

(2) 想定する危機事象の特定

必要資源等が被災し、制約のある条件下での業務継続体制を検討することから、社会的被害が最大となる条件(行政対応に対するニーズが最も高くなる条件)とし、業務継続が困難な状況を想定する。

(想定事象)

○対象地震は、内陸型の「揖斐川-武儀川（濃尾）断層帯」

○地震の規模は、岐阜市、山県市、関市、美濃市で震度 7

県庁舎の立地地域は震度 6 強

○人的被害や建物被害等が最大となると予想される冬の朝 5 時の発生
(職員の登庁が必要)

○揖斐川-武儀川（濃尾）断層帯

【震源（断層の破壊開始点）を北端に設定：断層の破壊が南東へ進む】

○岐阜及び中濃圏域のそれぞれ一部で最大震度 7 が予想され、県内で相当の広範囲にわたり震度 6 弱以上が予想される。

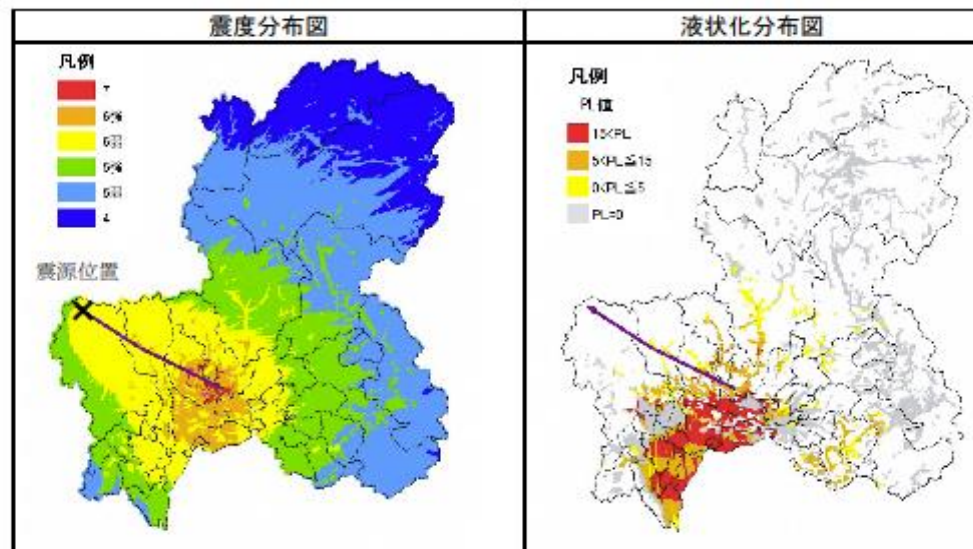
○岐阜及び西濃圏域の大部分において液状化発生の可能性が高い地域が予想される。

○岐阜及び中濃圏域において、被害が大きくなると予想される。

(数値は概数)

発生時刻		冬の朝 5 時	夏の昼 12 時	冬の夕方 18 時
震度 ※各市町村内で予想される震度の最大値	7	岐阜市、山県市、関市、美濃市		
	6 強	各務原市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町、揖斐川町、美濃加茂市、郡上市、坂祝町、富加町		
	6 弱	羽島市、大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、大野町、池田町、可児市、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、御嵩町、多治見市、瑞浪市、土岐市、下呂市		
建物被害	全壊	77,000 棟		
	半壊	130,000 棟		
	焼失	430 棟	520 棟	1,430 棟
人的被害	死者	3,700 人	1,400 人	2,200 人
	負傷者	30,500 人	24,400 人	21,700 人
避難者		272,000 人		273,000 人

※表中の下線部分は「液状化発生の可能性が高い」市町村



（３）人的被害の想定

本業務継続計画の人的被害は、特定の地震の被害想定に基づかず、どこで発生しても迅速な対応ができるよう、「過去の大地震の実例」、具体的には「県庁所在地で震度 7」の地震動のケースである、阪神・淡路大震災（H 7 発生）の参集状況を参考に想定する。

（４）施設被害の想定

「揖斐川-武儀川（濃尾）断層帯」の地震動の場合、県庁舎立地地域は震度 6 強と予想される。県庁舎は通常建築物の 1.5 倍の耐震性を確保しており、当該地震により直ちに機能停止する可能性は低いが、庁舎の一部が使用できなくなった場合やその他不測の事態により全部が使用できなくなった場合も考慮する。

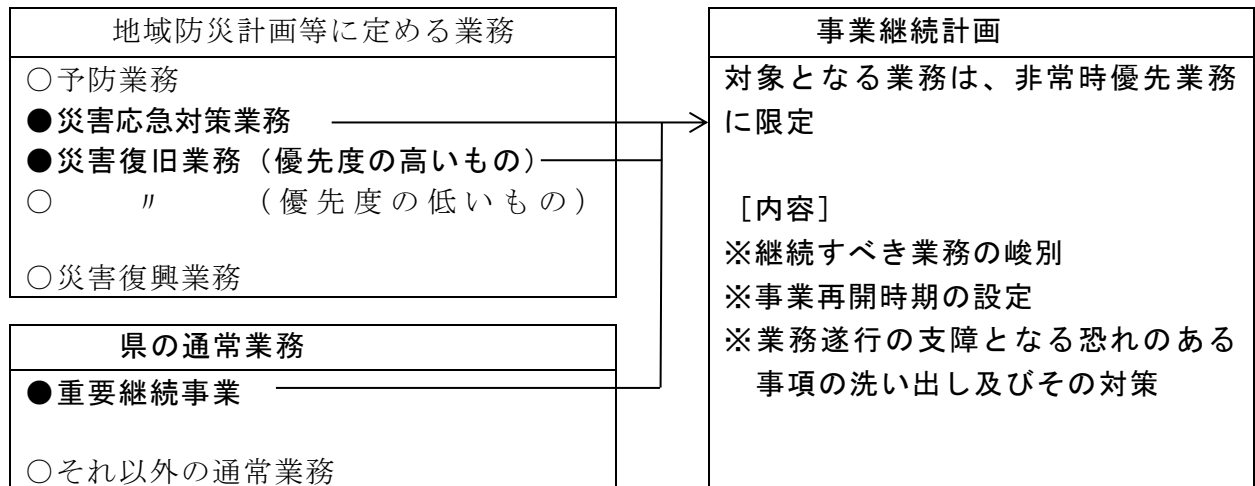
○物的（庁舎等）被害の想定

机・椅子等 執務室	・ 県庁舎は免震構造のため執務室の利用は可能 ・ 机、椅子の被害は無く一部ロッカー等の転倒のみ
電気・ガス・水道・電話	・ 電気は停止。その間は自家発電等対応（要補充用燃料の確保）、ガスは24時間後に復旧、水道は高置水槽等に対応。電話は輻輳のためつながりにくくなる。
パソコン	・ 一部執務室で机上から落下しているものの被害は軽微
ネットワーク	・ 電子メール、LGWAN、インターネット環境、職員ポータル、共有フォルダの利用可
トイレ	・ トイレは庁舎内で一部使用不可、公園内のマンホールトイレは使用可
コピー機・紙・消耗品等	・ コピー機は使用可 ・ 消耗品は1週間以上備蓄有り

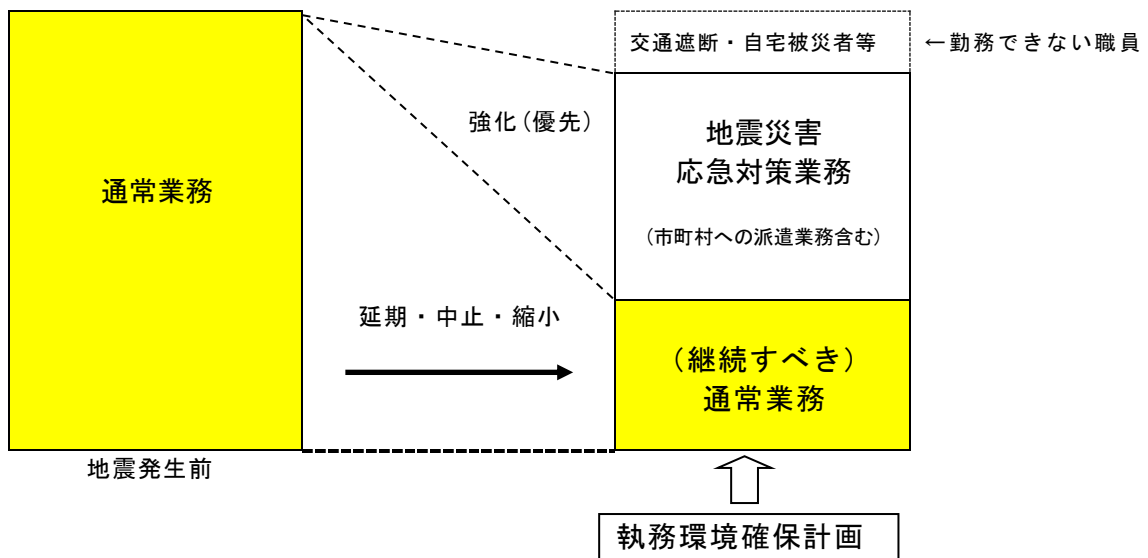
2. 3 非常時優先業務の選定

発災時に資源等の制約を伴う状況下で業務継続を図るためには、優先的に実施する業務を時系列で絞り込むことが必要となる。

非常時優先業務の候補となる各業務を対象に、発災後いつまでに業務を開始・再開する必要があるのか（以下「業務開始目標時間」という。）を検討し、業務継続を想定する期間内に開始・再開すべき業務を非常時優先業務として選定する。



* 地震災害応急対策業務と継続すべき通常業務のイメージ



地震災害応急対策業務

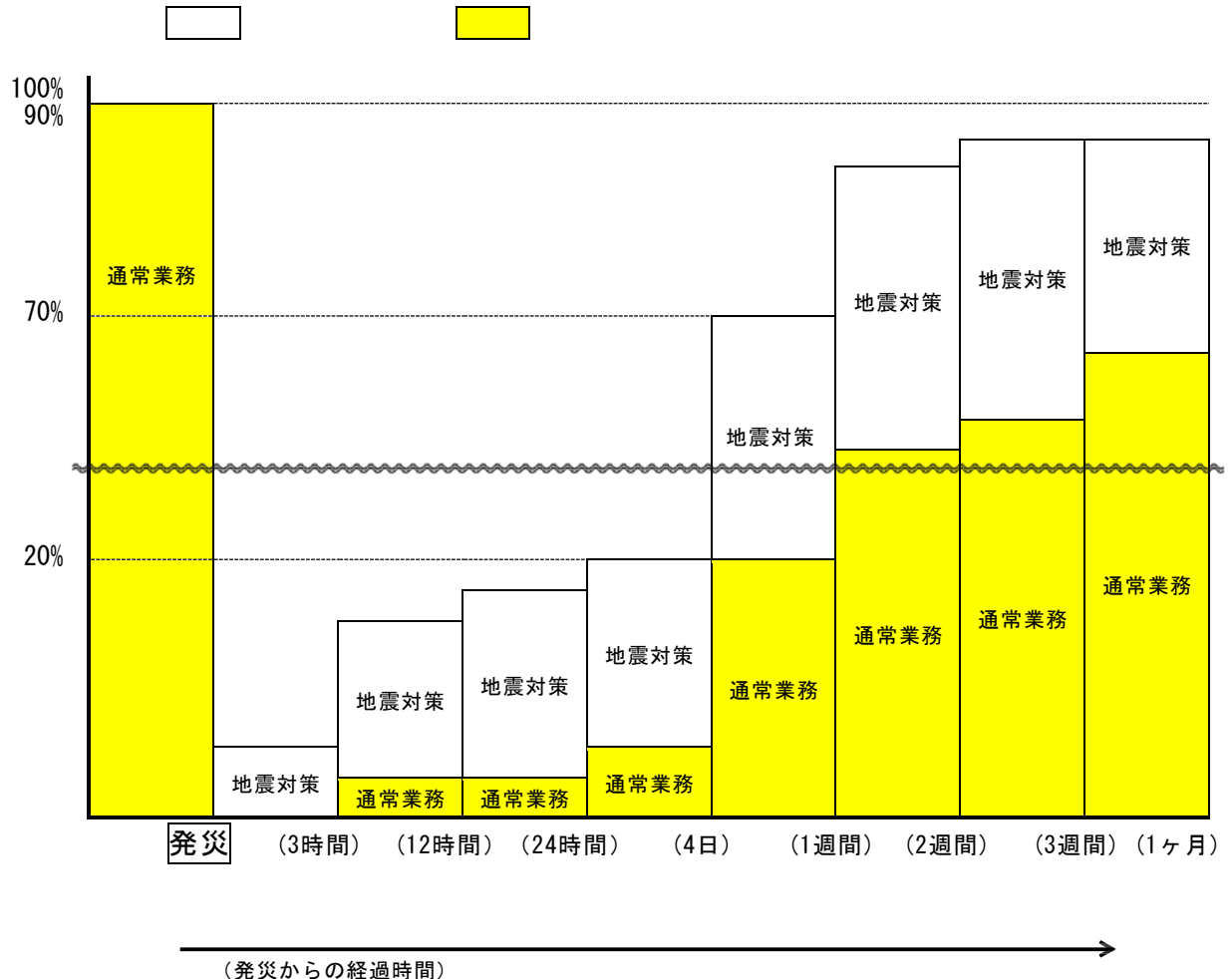
地震災害応急対策業務とは、「岐阜県地域防災計画」で定められた、県が災害発生後に行う応急復旧対策業務等であり、県民の命と健康を守るため、最も優先度の高い業務である。

この業務は、「岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則」に基づくもののほか「岐阜県災害対策マニュアル」（危機管理部策定）を参考としている。

継続すべき（優先度の高い）通常業務

継続すべき通常業務とは、県の行っている通常業務のうち、地震災害が発生し、交通網の遮断、職員及びその家族の被災、近隣の救助活動等で、一部の職員が参集できない状況であっても、県民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある業務として、継続しなければならない業務。

* 地震災害応急対策業務と継続すべき通常業務のイメージ



2. 4 時系列に応じた業務内容の検討

発災後の混乱した状況の中での確に業務を遂行するためには、あらかじめ組織別、個人別に何を行うべきか、時系列別に整理し、その情報を必要な範囲で共有することが効果的である。

具体的方法として、地震発生後、一定の時間までに誰がどのようなことを行うのか想定した資料を所属毎に作成することとし、それを参考に個人毎に自分が行うべき行動を整理する。

<各所属において「非常時優先業務一覧表」を作成し、各所属及び人事課において保管>

非常時優先業務一覧表（例）

業務開始目標時間	地震災害応急対策業務	継続すべき通常業務
3 時間以内	・ 初動体制の立ち上げ（人・場所・通信・情報等） ・ 被害状況の把握（被害情報の収集・伝達・報告） ・ 応急活動に係る市町村支援（救助・救急） ・ 職員の安否確認、参集状況の把握（随時） ・ 広域応援要請（自衛隊、警察、消防、DMAT等に係る国、他の公共団体への派遣要請）	
1 日以内	・ 県管理施設の応急復旧に係る業務（道路、上下水道等） ・ 応急活動に係る市町村支援（被災者支援含む）（緊急輸送、二次被害予防、社会基盤応急復旧、保健衛生、避難所運営、食料・物資供給等） ・ 災害救助法関係業務 ・ 火薬類、毒・劇薬等の応急対応	・ ライフラインの確保（県営水道） ・ 社会的弱者の生活支援（肢体不自由児施設、児童保護施設等）
3 日以内	・ 避難生活の向上に係る支援業務（保健師の派遣等） ・ 復旧・復興業務開始に係る市町村の支援（ゴミ・瓦礫処理等）	・ 生活環境の保持（食品衛生・環境保全） ・ 教育環境の確保（県立学校） ・ 業務システムの再開等
2 週間以内	・ 復旧・復興に係る業務の本格化（支援） ・ 住宅の確保	・ 県民サービス維持（県税、県民生活相談、旅券） ・ 金銭の支払い、支給業務（契約、給与、補助費等）
1 ヶ月以内	・ 復旧・復興に係る業務（支援） ・ その他の業務	・ その他の行政機能の回復

2. 5 非常時優先業務の遂行に必要な情報システムについて

選定された非常時優先業務を遂行するにあたって、県の保有する各種情報システムの稼働も必要となる場合があるが、これについては「岐阜県情報システム部門業務継続計画」で整理することとする。また、業務の遂行に必要な行政データのバックアップの確保についてもあわせて整理する。

2. 6 市町村支援体制

災害等により市町村の行政機能が喪失、不全となった場合を想定し、市町村からの支援要請（災害復旧）や派遣要請などに対応する県側の支援体制を危機管理部等と連携してあらかじめ検討しておくとともに、事案発生にあたっては、検討事項に従い、速やかに支援を行う。

第3章 資源の確保計画

3. 1 必要資源に関する分析と対策の検討

発災時の非常時優先業務の執行に必要な資源の確保状況を分析し、必要資源が不足していると考ええる場合、中長期的な確保対策を検討するとともに、短期的な対策として、当面できる補強・代替手段等を検討することとなる。

(検討方法)

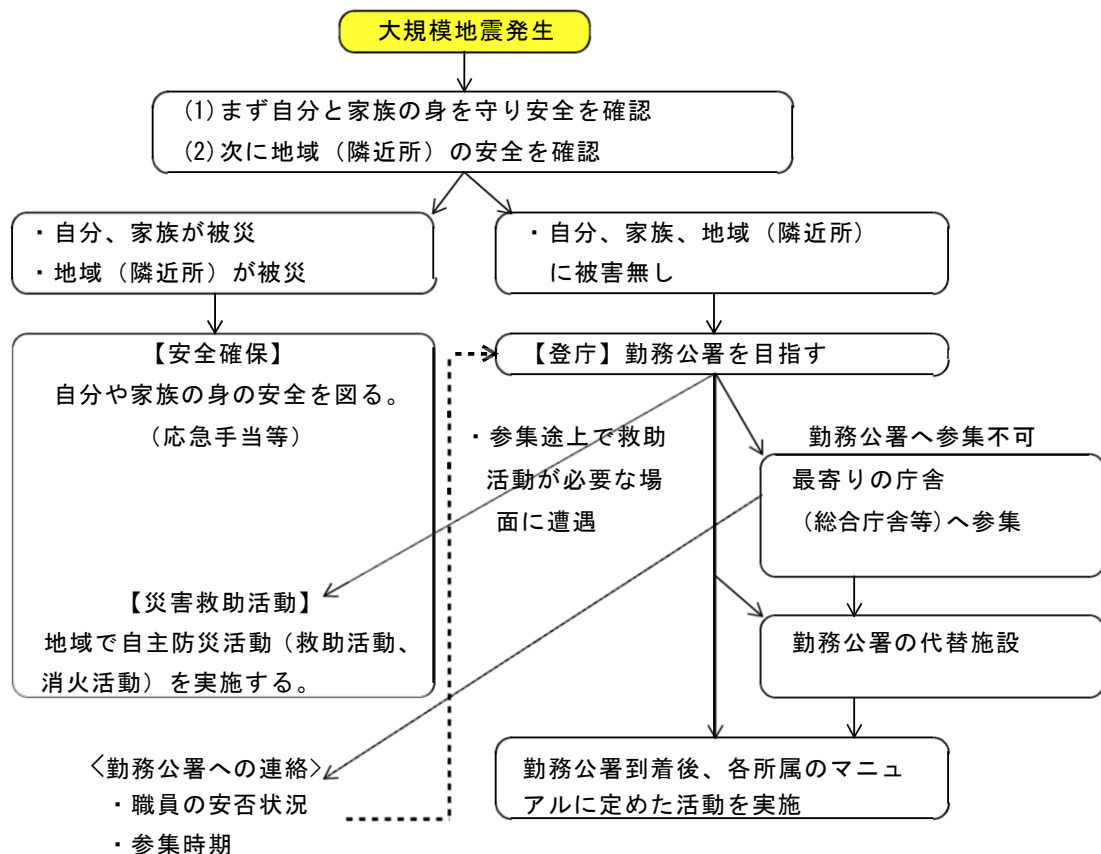
- ①非常時優先業務の執行に必要な資源が、想定する地震が発生した際にどの程度利用が可能かどうかを確認する。非常時優先業務の執行に必要な資源としては、職員、庁舎、電力、電話、防災行政無線、情報システム、執務環境、トイレ、飲料水・食料等、消耗品等があげられる。
- ②非常時優先事業の執行に必要な資源の現況の確保状況が、非常時優先業務の執行に支障を及ぼす恐れがある場合に、その解消に向けた具体的な対策を検討する。

3. 1. 2 職員の確保

業務資源の確保にかかる想定

参集を要する地震が発生した場合、「岐阜県職員防災ハンドブック」により、職員は勤務公署に参集することになるが、職員自身やその家族の死傷、交通の途絶等の発生が想定され、平常時のようなスムーズな参集は見込めない。

(1) 職員の参集ルール（岐阜県職員防災ハンドブックより）



(2) 安否確認

(a) 安否確認のとりまとめ

非常時優先業務を実施するにあたり、職員は最も重要な資源の一つであり、その安全確保及び安否確認は、極めて重要な要素となる。

災害時において、職員の安否確認を円滑に実施するために、発災時において以下の対応を実施する。

- ・各所属においては、職員毎の連絡先等を「安否・参集状況確認表」に記載の上、保管する。また人事課において、すべての所属の「安否・参集状況確認表」を保管する。
- ・職員は、執務時間外に発災した場合には、あらかじめ決められた方法「岐阜県業務継続計画安否確認マニュアル」により安否の連絡を行う。
- ・人事課は、職員の安否確認の状況を取りまとめ、災害対策本部に連絡する。

(b) 職員の出勤状況等の把握

■職員の出勤状況等の把握

- ①各所属長は、所属職員の参集状況等について、各部主管課に報告する。
- ②各部主管課は、部内の参集状況等を取りまとめの上、人事課に報告する。
- ③各所属長は、交通遮断、自宅被災等により、業務に従事する職員が不足する場合は、職員派遣依頼書（別紙様式1）を作成し、各部主管課を経由した上で、人事課に依頼するものとする。
- ④人事課は各所属からの報告を受け、応援可能職員のリストを作成するとともに、必要に応じて関係所属長に応援職員の派遣を依頼（別紙様式2）するものとする。

■具体的な報告方法（対象所属、ルート、期限等）については、被害の状況に応じてその都度判断する。

(3) 参集職員数の想定

勤務時間外の発生時

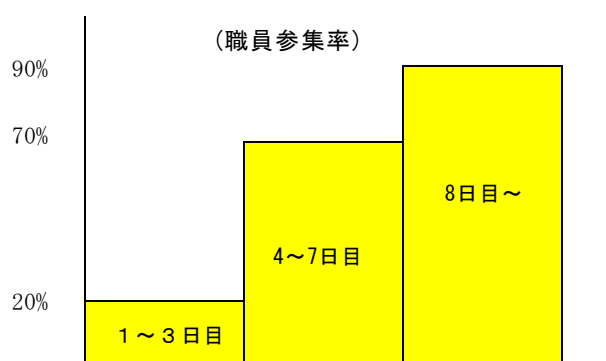
- 東日本大震災の発災は、勤務時間中〔PM2:46〕であったため、勤務時間外に発生した兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）の参集状況をもとに参集人員を予測した。
- 勤務公署への参集が不可能な場合、最寄りの庁舎（総合庁舎等）へ参集することとなるが、その人数は、参集人数に含めない。

○参集人員の予想

発生当日 1 日目・・・・・・ 20%
発生から 4 日目・・・・・・ 70%
発生から 8 日目以降・・・・・・ 90%

※兵庫県南部地震〔H7.1.17早朝(AM5:46)に発生〕における兵庫県庁職員の参集状況

- ・当日14時までの本庁への出勤率は職員全体の20%程度
- ・県職員の出勤状況は、当初自らの被災及び公共交通機関の途絶等により、困難を極めたが、（発災後4日目の）1月20日には、本庁職員のうち70%が出勤し、翌週以降には90%以上の出勤が確保された。



予測結果（参集人数、参集率）

	1 日	4 日	8 日～
参集人数	約800人	約3,000人	約3,800人
参集率	約20%	約70%	約90%

勤務時間内の発生時

- 「揖斐川-武儀川（濃尾）断層帯」の地震動の場合、県庁舎立地地域は震度6強と予想される。この場合、県庁舎が直ちに倒壊する恐れはなく、大部分の職員は継続して勤務ができるものと位置づける。

(4) 特定職種への対応

各部局は、業務を継続するために専門的知識が必要となる業務（資格・技能）については、担当職員が被災したことを想定し、バックアップ体制を事前に定めておく他、スキルの標準化・教育訓練等、可能な限り代替性を高める方策を検討する。

また、他業種での代替や、OB等の活用、さらには他県の職員や他団体への応援要請についても検討する。

【不足が懸念される職種と対応案】

不足が懸念される職種	対 応 案
ヘリ操縦士	職員が被災した場合は、他県、自衛隊等へ協力を要請する[応援協定]
ヘリ整備士	
保健師	職員が被災した場合は、地域間での連携・融通を図るとともに、他職種での応援体制により業務継続を図る。 【代替例】 ・保健師→事務・OB ・薬剤師→衛生獣医・事務・OB ・土木→農業土木・事務・OB ・建築→事務・OB
薬剤師	
土木	
建築	

※特定職種については、事前に代替方法を整理する。

3. 1. 3 参集職員を確保するための対策

○職員の連絡先の把握

- ・各所属ごとに、所属職員の連絡先を確認し整備しておく。
- ・あわせて、人事課において、とりまとめを行い、全庁的な職員の連絡先を把握しておく。

○安否確認訓練及び参集訓練の実施

防災訓練実施時にあわせて、安否確認の訓練、あるいは参集訓練を実施し、発災時における安否の確認、人員の確保がスムーズに行われるよう万全を期す。

3. 1. 4 応援職員の要請

原則として、勤務できない職員が多数に及び、事業の延期、中止又は縮小等を実施してもなお「地震災害応急対策業務」及び「継続すべき通常業務」に必要な人員が確保できないと予測される場合は、他所属からの応援を要請する。

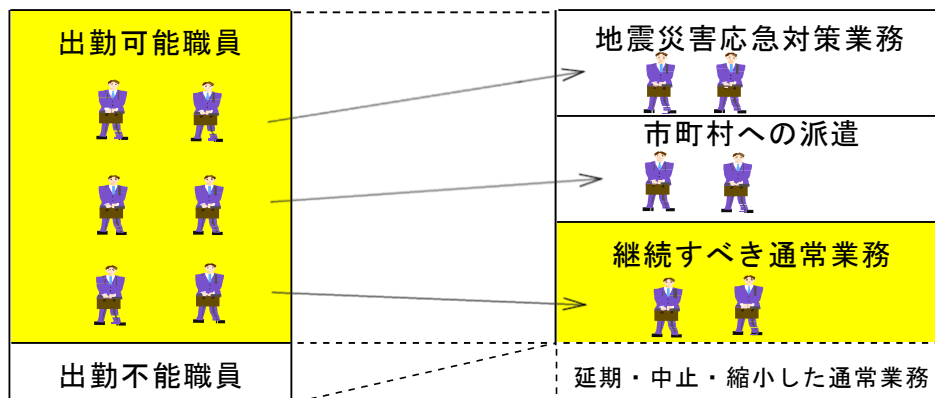
<事務職員の場合>

【第1段階】

<各所属>

- ①所属内の出勤可能職員に合わせ、事業の延期、中止又は縮小を実施し、「地震災害応急対策業務」「市町村への派遣」及び「継続すべき通常業務」に人員を集中する。

イメージ



【第2段階】

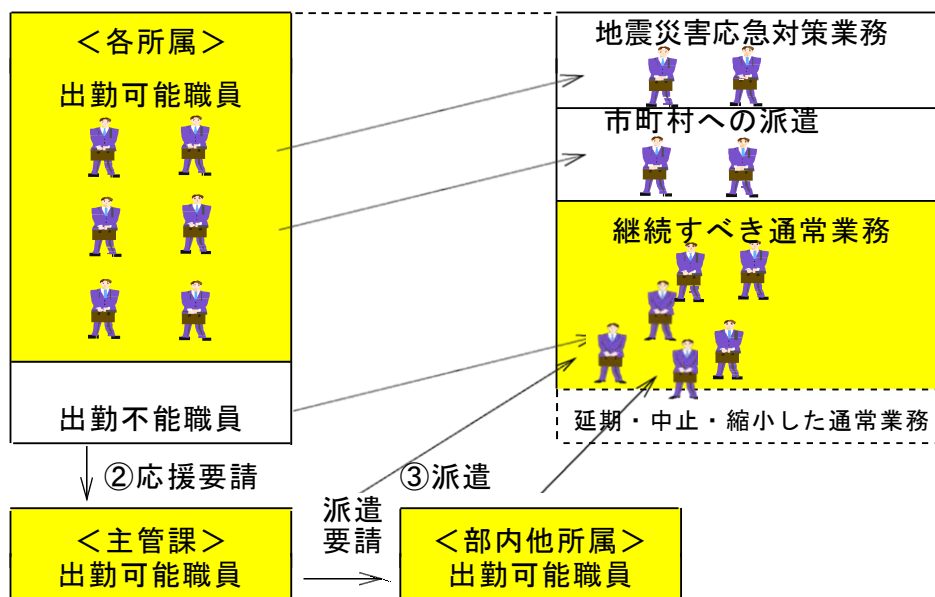
<各所属>

- ②人員不足が予想される所属は、主管課に応援職員の派遣を要請する。
また、業務遂行に必要な資格・経験等があれば伝える。

<主管課>

- ③部内の所属から応援職員の要請があった場合は、部内の他の所属の業務遂行状況、勤務可能な職員を把握し、応援可能職員の調整及び派遣を行う。
この場合の服務上の扱いは職務命令で行うものとし、法令等の制約により業務上支障が生じる場合は人事課に兼務等の発令を依頼する。

イメージ



【第3段階】

<主管課>

- ④部内で応援職員の確保が出来ない場合は別紙様式1により人事課に応援職員の派遣を要請する。

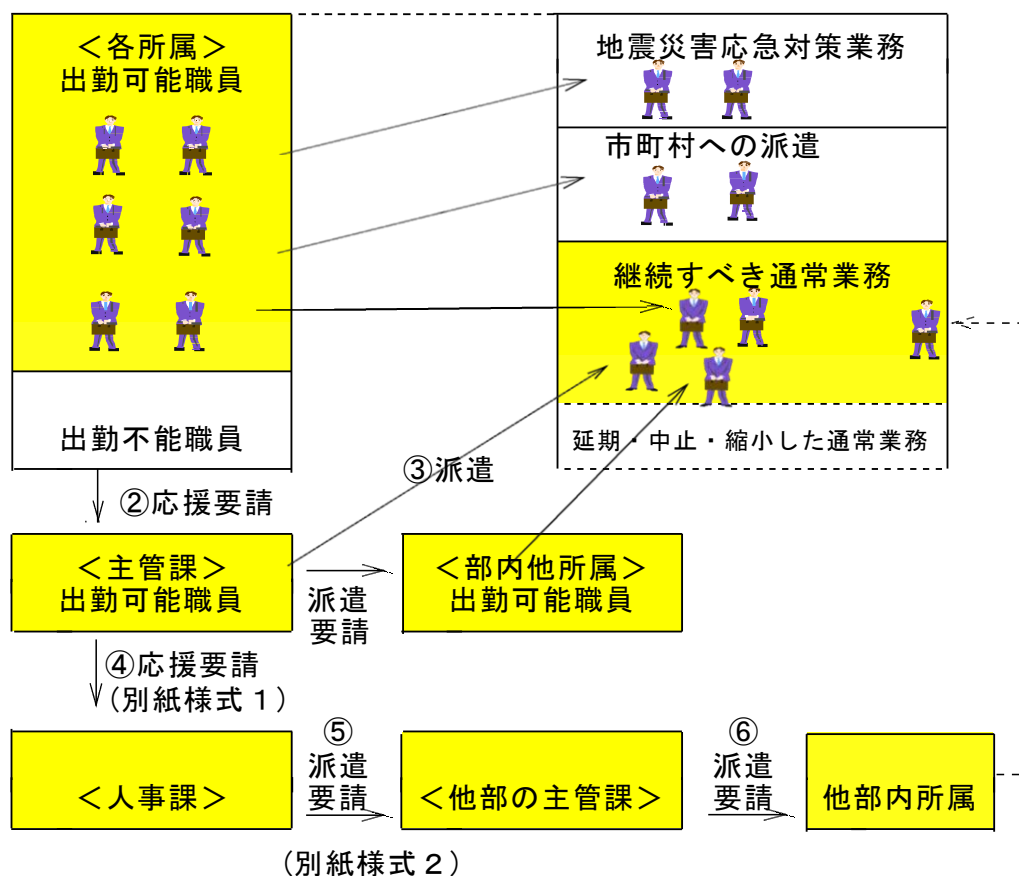
<人事課>

- ⑤人事課は、主管課からの要請に応じて、他の応援可能な部局に対し、別紙様式2により応援職員の派遣を要請する。
応援職員について、法令等の制約により業務上支障が生じる場合、人事課は兼務等の発令を行う。

<（応援可能な他部の）主管課>

- ⑥人事課からの依頼に基づき、部内の応援可能職員の派遣を調整し、調整可能な場合は、部内所属に派遣を要請する。

イメージ



<技術職員(福祉職を含む)の場合>

【第1段階】

<各所属>

- ①事務職員の場合と同じ

【第2段階】

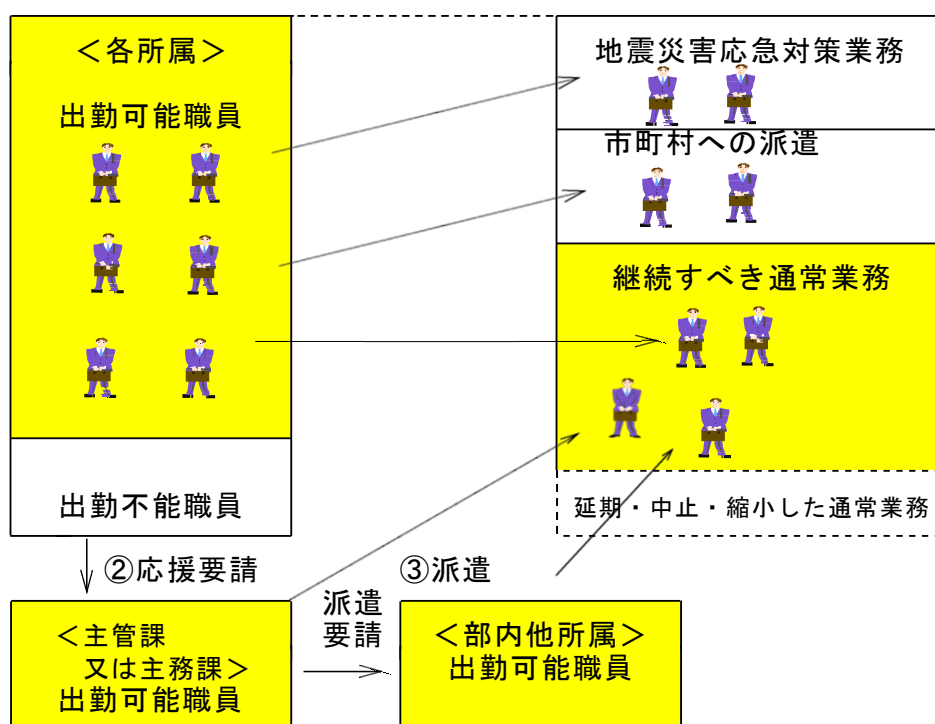
<各所属>

- ②なお業務上必要な職種の不足が予想される所属は、主管課又は主務課に応援職員の派遣を要請する。また、業務遂行に経験、代替できる職種等があれば伝える。

<主管課又は主務課>

- ③部内の所属から特定の技術職種における応援職員の要請があった場合は、部内所属の業務遂行状況、勤務可能な職員を把握し、応援可能職員の調整を行い、部内所属に派遣を要請する。
この場合の服務上の扱いは職務命令で行うものとし、法令等の制約により業務上支障が生じる場合は人事課に兼務等の発令を依頼する。

イメージ



【第3段階】

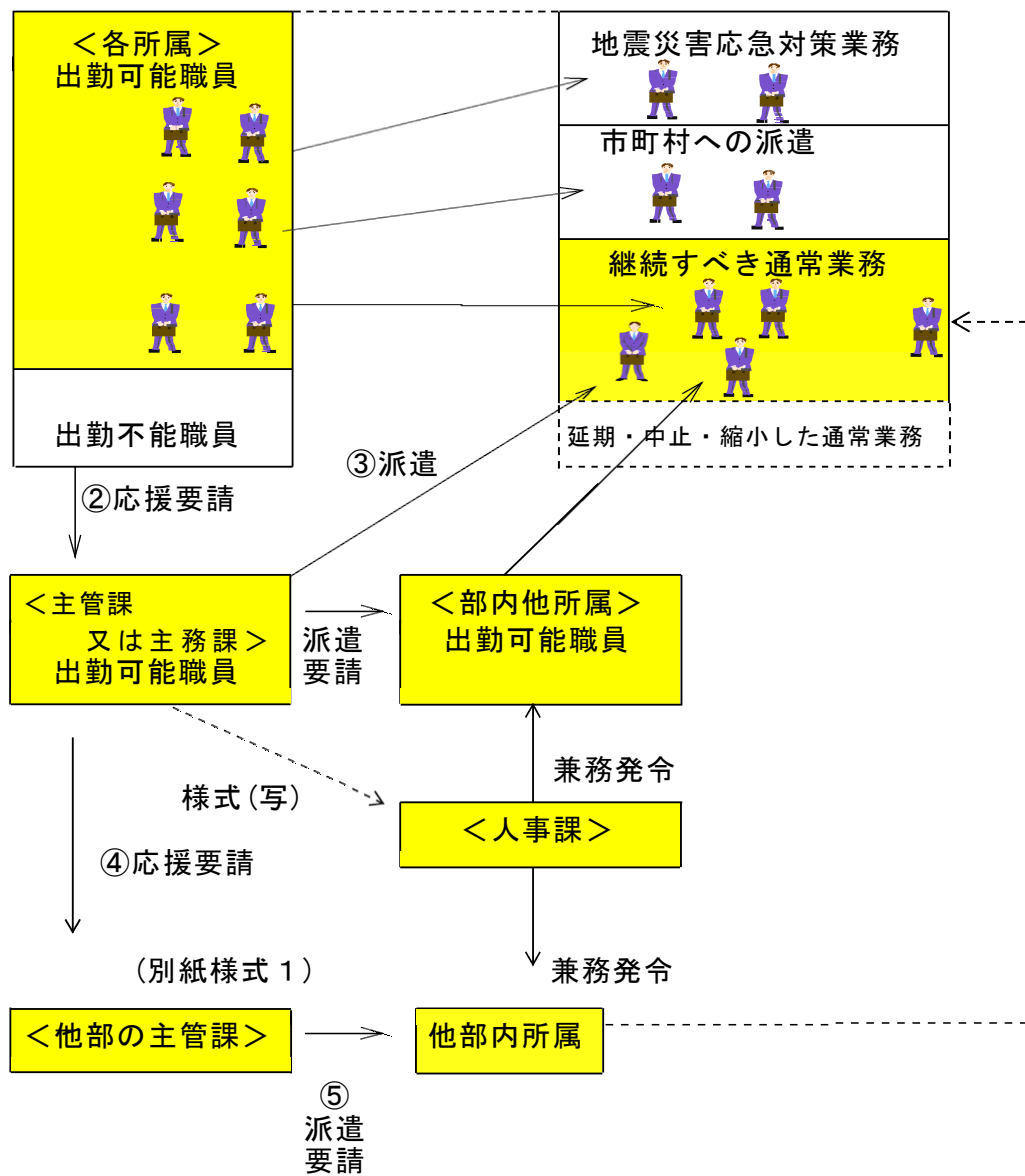
<主管課又は主務課>

- ④部内で応援職員の確保が出来ない場合は別紙様式1により必要な職種の担当部局の主管課又は職員が所属する課の主管課に応援職員の派遣を要請するとともに人事課へも様式の写しを提出する。

<応援の依頼を受けた他部の主管課等>

- ⑤応援の要請を受けた他部の主管課は、別の主管課からの要請(別紙様式1)に応じて、部内の応援可能職員の派遣を調整し、調整可能な場合は、部内所属に派遣を要請する。派遣を実施した場合には人事課へその旨連絡する。応援職員について、法令等の制約により業務上支障が生じる場合、人事課は兼務等の発令を行う。

イメージ



【第4段階】

- ⑥ 県組織の中で必要な職種、人員が確保できないときは、
- (1) 国、他県等の応援を要請する。
 - (2) 関係団体、民間企業等からの応援を要請する。
 - (3) サービス停止を前提に極限まで事業を絞り込む。
- 等を実施することにより、出来る限り事業継続に向けて努力する。

第4章 執務環境確保計画

4. 1 業務継続に必要な執務環境（調査結果）

「継続すべき通常業務」を実施する場合に最低限必要となる執務環境について調査を行った結果、以下のとおりとなった。

いずれの項目も必要とされていることから、それぞれの環境を確保するための対応策について検討することとする。

① 「執務室」

「執務室」については、事業全体の63%が必要としており、そのうち1週間以内に「執務室」を確保すべき事業は約70%となっている。発災後執務室が使用できない場合であって、被災状況から1週間以内に復旧の見込みが無い場合は、代替施設の確保等により、執務室を確保する必要がある。

② 「トイレ」

人が活動する限り、「トイレ」の確保は必須である。調査でも事業の97%が最低限必要な執務環境であるとしている。発災後、トイレが使用出来ない状態であるときは、簡易トイレ等、代替手段を早急に手配する必要がある。

③ 「電気・明かり」

電気・明かりについては、事業の95%に最低限必要な執務環境であるとしている。電気がストップすることは、後述するパソコンも使用出来ないこととなり、事業推進にあたって第一優先に確保が必要な執務環境といえる。

阪神淡路大震災においての実例から、電気の復旧は他のライフラインに比べ最も早い概ね7日程度での復旧が想定され、その間は、県庁舎や総合庁舎に設置されている自家発電設備を使用することになり、庁内全所属を賄えるよう使用電力抑制等の対策が必要となる。

また、普段より自家発電装置が稼働するかどうかの点検も確実にしておくことが必要である。

④ 「水・食料」

災害時に職員は帰宅することなく継続的に勤務したり、交通の寸断で孤立する可能性もあるため、食料供給等が安定するまでの間に必要となる職員用の飲料水や食料を備蓄しておく必要がある。

④ 「パソコン・ネット接続」

パソコンは県の業務推進に欠かせず、調査でも90%以上の事業に必ず必要と回答している。このため、被災時においては、本計画により対応することとし、業務継続を図るものとする。

⑥ 「その他」

上記の他にコピー機の需要も高く、それに伴う紙等の消耗品の確保も課題となる。現在多少の在庫を持っているが、被災し使用不能な時は所属間での貸借等、臨機応変な対応を行う他、不足する場合には出納管理課が納入業者に対し早急の納品を依頼する。

4. 2 執務環境の確保

「揖斐川-武儀川（濃尾）断層帯」の地震動の場合、県庁舎立地地域は震度6強と予想される。このとき、通常建築物の1.5倍の耐震性を確保した県庁舎の被害は比較的軽微で、執務室等は使用可能で、電気、水道、ガス等の供給は停止した状態と想定し、対策を検討する。

4. 2. 1 県庁舎における「ライフライン」等の寸断に対する対応

①「電力」

（現状）

本庁舎は停電の可能性が低い特別高圧電力（77,000V）を2回線で受電している。電力ケーブルは、地震等にも比較的有効な地下管路を経由し、浸水対策として機械棟2階に設けられた特高電気室の受電設備まで引き込まれ、高圧電力（6,600V）として、行政棟、議会棟、車庫棟の高圧配電設備に送電されている。

高圧配電設備は、行政棟に4カ所、その他機械棟、議会棟に各1カ所設置されており、それぞれ供給範囲を分担している。また、本庁舎の電力系統は2系統（A系、B系）で構成することでリスク分散を図っており、1系統が停止した場合でも、もう1系統が稼働していれば、各室の概ね半分の、照明やOAタップコンセントの使用が可能であり、エリア全体の機能停止を防ぐことができる。

被災により、外部からの電力供給がストップした場合には、非常用発電設備による電力供給が可能である。非常用発電設備の燃料（A重油）は、72時間（3日間）の運転が可能な120,000ℓを、地下タンクに備蓄している。

非常用発電設備は契約電力の80%程度の電力供給が可能であり、危機管理フロア等に優先的に供給するとともに、電力使用状況に応じて、照明の減光や空調の調整等によって使用電力を抑制することで、その他のすべての設備は通常時と同等の運用も可能である。

（課題）

- ・ 備蓄燃料で3日間の非常用発電設備運転は可能。さらなる長時間の停電に備え、非常用発電設備の燃料を継続的に確保する必要がある。

（対策）

- ・ さらなる長時間の停電に備え、外部からの燃料補給体制を確保する。
- ・ 停電からの優先的な復旧等について電気事業者に要請する。

②「上下水道」

（現状）

本庁舎への給水は、飲用水と雑用水（トイレ洗浄水、公園散水等）に区分されている。

飲用水は、敷地内に設置された2基の井戸ポンプにより汲み上げられた水と岐阜市上水道の2系統で、機械棟2階に設置された受水槽に供給されている。受水槽に供給された水は、行政棟屋上にある高置水槽へ汲み上げ、自然流下により行政棟20～2階の各所へ給水している他、加圧給水ポンプユニットにより、行政棟1階、議会棟、車庫棟へ供給されている。

雑用水は、2台の井戸ポンプにより汲み上げられた水が機械棟地下1階の雑用水槽へ供給され、行政棟屋上にある高置水槽へ汲み上げ、自然流下により行政棟20～2階の各所へ給水している他、加圧給水ポンプユニットにより、行政棟1階、議会棟、車庫棟へ供給されている。高置水槽は、行政棟の屋上に飲用水と雑用水がそれぞれ2基ずつある。外部からの電源供給がストップした場合で

- I さらに非常用発電機が使用できない場合においても、飲用水、雑用水とも、行政棟屋上の高置水槽（常時7割を確保）から3日間給水が可能である。（自然流下のみ）

- Ⅱ 非常用発電機は運転可能だが井戸ポンプが故障により使用できない場合、飲用水については、岐阜市下水道による継続給水が可能、雑用水については7日間以上給水が可能である。
- Ⅲ 井戸ポンプが正常運転できる場合、非常用発電機が稼働中は、飲用水、雑用水とも通常通り給水が可能である。

本庁舎の下水道は、岐阜市下水道に接続しており、自然流下（一部ポンプアップ）により放流している。

行政棟地下1階には、災害時汚水貯留槽（189m³）が設置されており、岐阜市下水道との接続が破断した場合においても、7日間分の汚水の貯留が可能となっている。併せて、仮設の浄化槽（10m³/日）を設置することにより、9日分の汚水の貯留及び処理が可能となる。

岐阜市下水道との接続が正常であれば、外部からの電源供給がストップした場合においても、汚水の処理は可能である。

（課題）

- ・Ⅰの場合は発災3日後から断水が想定されるため、飲用水やトイレの確保が必要である。

（対策）

- ・飲用水及び仮設トイレの確保について関係事業者に要請する。
- ・公園のマンホールトイレを活用する。

③「食料・飲料水」

（現状）

発災後、災害対策及び災害対策以外で優先すべき通常業務にあたる職員のための食料及び飲料水を3日分備蓄しており、県庁及び各総合庁舎に分散保管している。

（対策）

- ・局所的な被害であった場合は、他圏域から備蓄食料を搬送する。
- ・各職員に、平時から食料・飲料水を職場のロッカー等に備蓄したり、自宅から携行できるよう奨励する。

④「エレベーター」

（現状）

本庁舎行政棟のエレベーターは、職員用として、西側4基（1～4号機）、東側に4基（5～8号機）、人荷用として西側1基（9号機）、東側1基（10号機）、展望フロア用として行政棟中央に2基（11、12号機）の計12台を設置している。機械棟には、人荷用1基（13号機）を設置している。

議会棟のエレベーターは、北側に一般用1基（14号機）、人荷用1基（15号機）、南側に2基（16、17号機）を設置している。

Ⅰ 停電時のエレベーター動作

停電時には、バッテリーにより最寄り階へ自動着床する。乗客がエレベーターから降りたあと、戸は自動的に閉まる。（給電が再開されれば、通常どおり運転再開）

Ⅱ 地震時のエレベーター動作（P波、S波（高・低）3段設定）

ⅰ P波（初期微動）を感知した場合、エレベーターを最寄り階へ着床して戸を開く。また、最寄り階への着床前に安全装置が作動した場合、一旦緊急停止するが、安全装置が復帰し安全であることが確認されれば、運転を再開し、最寄り階へ着床する。

- ロ P波感知後、S波感知器（低）（150gal（震度5強程度）程度）が動作した場合は、地震時自動診断・復旧機能により、自動診断（9, 11, 12, 13号機を除く）を実施し自動復旧する。P波のみの場合も自動復旧する。
- ハ P波感知後、S波感知器（高）（200gal（震度6弱程度）以上）が動作した場合は、エレベーターは運転休止となり、点検業者が確認後、運転を再開する。

Ⅲ 火災時のエレベーター動作

火災感知器が作動した場合、または火災報知機のボタンが押された場合、全てのエレベーターは避難階（1階）に直行する。その後運転休止となる。

（課題）

- ・震度6弱（S波（高）：加速度200gal）以上の場合、エレベーターの運転の再開は専門業者による安全確認が必要となり、早期の使用再開のための対策が必要である。

（対策）

- ・優先的な復旧について、専門業者に要請する。

⑤「都市ガス」

（現状）

本庁舎では、通常の低圧ガスより復旧優先度が高い中圧ガスBによる引き込みを行っており、空調熱源及び2階厨房において使用している。

ガス事業者は、災害時には、「高圧→中圧A→中圧B→低圧」の順で復旧確認を行うこととなっており、中圧Bについては24時間以内に復旧する社内目標となっている。

（課題）

- ・発災後24時間は、厨房設備が使用不可となる。

（対策）

- ・優先的な復旧について、専門業者に要請する。

4. 2. 2 ネットワーク、非常用通信、パソコン環境の確保

(1) ネットワーク環境の現状

庁内LANであるRENTAI及び岐阜情報スーパーハイウェイのサーバ等設置場所は、免震構造であるとともに、自家発電装置を有し72時間燃料無補給で発電が可能であることから、大地震が発生しても直ちにサーバ類が稼働停止することはない。

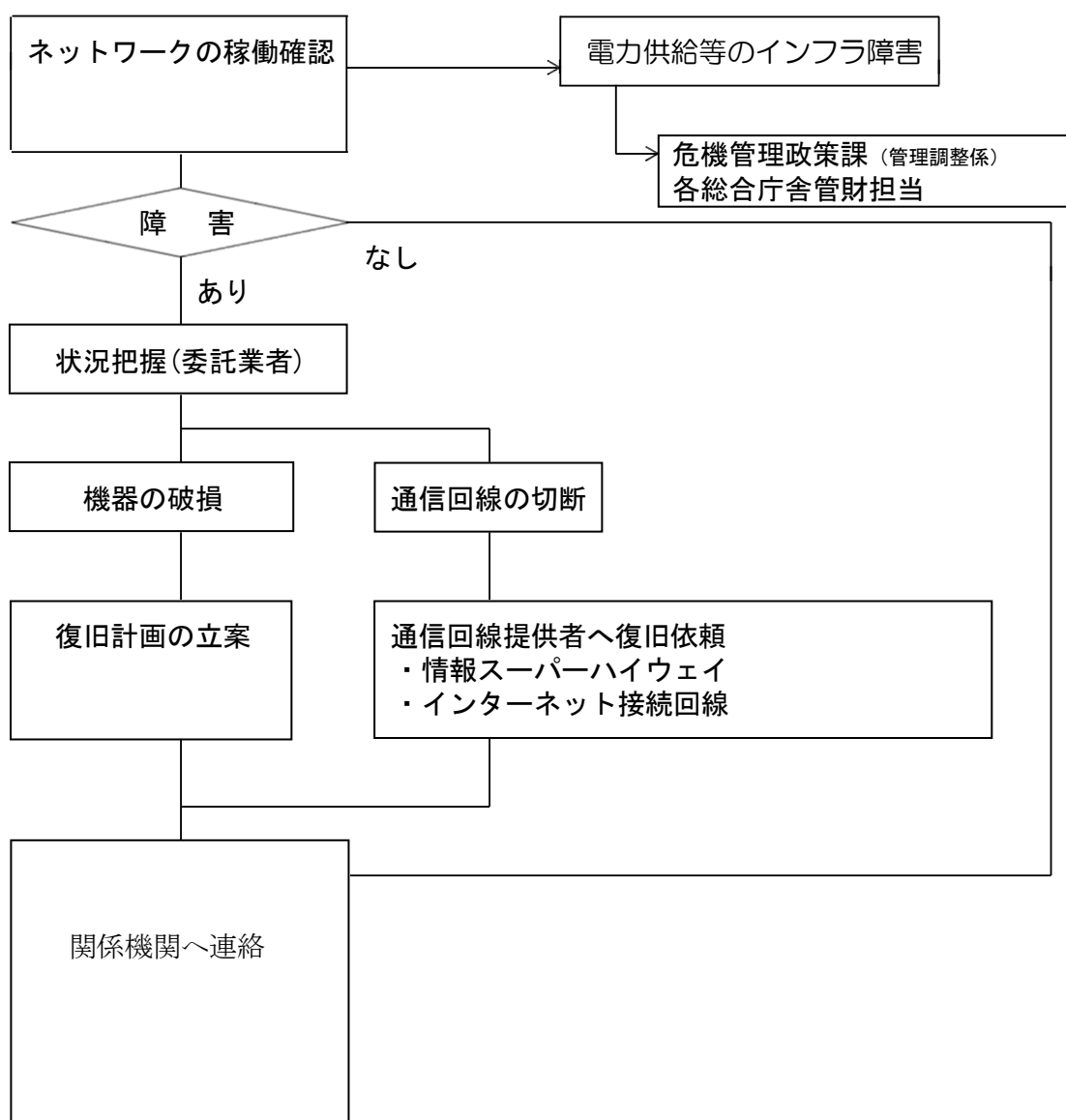
しかしながら、県庁舎及び各総合庁舎の停電や、情報スーパーハイウェイが切断された一部地域については利用が不可能となる恐れがある。

(2) ネットワーク環境の確保

ネットワーク回線の通信復旧のため以下の手順で対応を行う。

- ① 保守業者へネットワークの稼働状況確認
- ② 危機管理政策課及び管財課を通じて電力供給等のインフラ障害等の復旧見込みの確認
- ③ 通信回線提供者への復旧依頼及び復旧見込みの確認
- ④ 保守業者へネットワーク復旧見込みの確認

(3) 大規模地震災害の発生時の対応フロー



(4) 非常用通信の確保

地震等の影響により通信（固定電話）に支障が生じ、本部・支部庁舎で通信ができない場合は、衛星携帯電話の活用や、事業者被害・復旧状況を確認した上で、必要に応じて非常用通信機器を借り受ける。

(5) パソコン等配備の状況

職員用のパソコンは、職員一人につき一台を配備しているほか、在庫が許す限り、一部申請等により会計年度任用職員等の非常勤職員にも配備を行っている。これらのパソコンが大地震発生により、執務室の机上等から落下して使用不可となった場合、直ちに代替パソコンを確保し配備する。

(6) 代替パソコンの確保

代替パソコンの確保のため以下の手順で対応を行う。

- ① 情報システム課保有の在庫パソコンの状況を確認
- ② 各課のパソコンの被害状況を確認
- ③ 代替パソコンが必要な所属及び必要数を確認
- ④ 情報システム課保有の在庫パソコンから代替パソコンを配備

なお、県庁舎から遠隔地（飛騨地方など）へ配備を行う際は、近隣総合庁舎の被害状況を確認の上、申請により配備している非常勤職員用のパソコンの再配備により対応する。

4. 2. 3 執務室の確保

前述したように、「揖斐川-武儀川（濃尾）断層帯」の地震動の場合、県庁舎立地地域は震度6強と予想されるが、県庁舎は通常建築物の1.5倍の耐震性を確保しており、当該地震においても、構造体の補修をすることなく使用が可能と考えられるが、執務室の一部が使用できなくなった場合は、県防災交流センターや県民ふれあい会館（第2棟）を活用することとし、県庁舎近隣で代替施設が即座に確保できない場合は、被害の少ない最寄りの総合庁舎を一時的に活用する。

また、地震による被害に限らず、火災等不測の事態により県庁舎の全てが使用できなくなった場合の執務室等確保についても上記のとおり近隣施設を活用することとし、以下のとおり整理する。

（1）県庁舎機能停止の場合の執務環境確保計画〔原則〕

- ・ 県庁舎における機能停止が判断された場合、県庁が被災した場合のサブ指令センターである「県防災交流センター」に災害対策本部指揮所機能を設置する。
- ・ 県防災交流センターでは、県災害対策本部の一部機能しか確保できないため、県警庁舎・防災交流センター・県民ふれあい会館をそれぞれの建築物の特性に応じた活用方法で、複合的に活用する。

（参考）県庁周辺の県関連施設について

	耐震状況	使用可能スペース	非常用通信	避難所指定	震災後の活用期待度	
防災交流センター	免震	929 m ²	◎	－	◎	
県警本部	免震	123 m ²	○	－	◎	
県民ふれあい会館	○	3,388 m ²	×	－	○	
シンクタンク庁舎	○	385 m ²	×	－	×	（耐震性がないため）
福祉・農業会館	○	4,820 m ²	×	○	×	（避難所指定のため）
岐阜アリーナ	○	100 m ²	×	○	×	（避難所指定のため）
県美術館	○	294 m ²	×	－	×	（遠距離のため）
県図書館	○	474 m ²	×	－	×	（遠距離のため）

（2）県庁舎機能停止の場合の執務環境確保計画〔各施設別〕

県警本庁舎

【緊急避難場所、初動期の本部員会議】

- ・ 主な役割：①緊急措置：県庁舎からの一次避難（2階ロビー部分）
②初動期における本部員会議開催（5階会議室部分）
- ・ 運用・勤務時間中の地震動により、県庁舎で継続して勤務ができなくなった場合、県庁舎からの一時避難先として位置づけ、避難を行う。
（※時間外に発生した場合は直接防災交流センターにて本部を設置し、県警庁舎は活用しない。）

- ・サブ指令センターである防災交流センターの体制立ち上げの間、県警庁舎 5 A 会議室において災害対策本部員会議を開催し、警察情報を共有し、最初動期の指揮を行う。

※会議室の活用（災害対策本部員会議）出席者（想定約 50 名）

- ・本部員：18 名
- ・本部連絡員：17 名（各部、秘書課、出納管理課、教育総務課、警備第二課）
- ・防災関係職員（指揮総括チーム・受援対策チーム数名）10 名
- ・県警併任職員：10 名

→県警警備第二課に情報提供を依頼する。

→会議室に関することは警備第二課を通じ調整を行う。



- ・防災交流センターの体制が整い次第、防災交流センターに移動し、以後の本部員会議は防災交流センターで開催する。

（参考）県警本庁舎の機能

- ・執務面積（県災害対策本部で活用可能な部分のみ）
：5 階（5 A 会議室）123 m²、2 階（2 階ロビー）576 m²
- ・勤務人数：約 50 人（5 A 会議室）
- ・通信設備：なし（→危機管理部から衛星携帯電話を移設、又は通信事業者に依頼）
- ・発電設備：自家発電装置を整備
- ・その他：免震構造
机、椅子が足りない場合は、県警警備第二課に依頼し確保する。

岐阜県防災交流センター

【本部員会議、緊急対策チーム、危機管理部】

- ・主な役割：県庁舎が活用出来ない場合の災害対策の指揮所として活用する。

- ①本部員会議
- ②災害対策本部全体の統制業務
- ③災害情報の収集・集約・公表業務
- ④人命救助に関する他機関の支援調整業務

- ・運用：

- ・〈緊急初動特別班の立ち上げ業務〉（60 人）

県内で震度 5 強以上の地震が発生した場合、県庁又は各総合庁舎周辺に住所があり、徒歩又は自転車で 20 分以内に県庁舎又は各総合庁舎に参集できる職員 60 名及び防災交流センター 隣接の職員宿舎に住む職員（特別職、本部員等を除く）を「緊急初動特別班」に任命している。この計約 70 名の職員が最初に参集し、災害情報集約業務を立ち上げることとしている。

- ・〈災害情報集約センターの設置〉（21 人）

災害情報集約センターにおいて、「災害情報集約チーム」職員は県内の被害情報、対応情報等を収集・集約・公表する。

また、マスコミ等からの問い合わせ対応を行う。

・〈防災関係職員〉（２１人）

災害対策本部の事務局となる防災関係職員は参集後、「指揮総括チーム」「受援対策チーム」として、以下の業務に取り組む。

【指揮総括チーム】

① 指揮調整係（６人）

- ・ 災害対策本部の運営に関する事
- ・ 緊急対策チーム全体の指揮と総括、チーム長会議に関する事
- ・ 各部・各班の業務の指揮と総括に関する事
- ・ 各支援部隊の要請に関する事
- ・ 国及び他の都道府県等への応援要請のとりまとめに関する事

② 総括係（９人）

- ・ 本部員会議の運営
- ・ 各部・各班の業務のとりまとめ
- ・ 国、他都道府県（中部９県１市等）に関する調整
- ・ 職員派遣チームとの調整
- ・ 非常通信の活用に関する事
- ・ 災害対策本部の総務に関する事

【受援対策チーム】（６人）

- ・ 各支援部隊の受援、相互の活動調整及び活動支援（バックアップ）に関する事
（自衛隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、TEC-FORCE）

・〈本部員〉（１８人）

本部長である知事以下、各部長は災害対策本部員として災害対策本部員会議を開催し、県としての対策を検討、決定し、指示を行う。

・〈本部連絡員〉（約３０人）

原則各部２名の本部連絡員は各部長、各部、各班、各チーム、危機管理部等を結ぶ情報伝達員としてその執務スペースを確保する。

・〈その他外部機関〉（想定９０人）

① 自衛隊（１２人）

- ・ 人命救助活動の支援を行う自衛隊指揮所（県本部との連絡調整）として、その執務スペースを確保する。

② 緊急消防援助隊（１２人）

- ・ 消防機関の全国的な相互援助の仕組みである、緊急消防援助隊の調整本部の執務スペースを確保する（原則は都道府県災害対策本部に近接した場所に設置）。

③ ヘリ統制チーム（５人＋その他ヘリ関係機関の連絡員各１～２名）

- ・ 大規模災害時に多数活動を行うヘリコプターの活動の把握、統制を行うための執務スペースを確保する。
- ・ 関係機関は県防災航空隊、県警航空隊、他県航空隊、自衛隊航空統制部隊それぞれの機関の連絡員。

④ 政府（現地合同情報先遣チーム）（４４人）

- ・ 大規模災害時に現地に政府は「現地災害対策本部」を設置し、都道府県との連絡調整を行うため、その執務スペースを確保する。

- ・災害の初動期にあつては「現地合同情報先遣チーム」として都道府県本部に設置する。

⑤他県（９県１市連絡員）（１２人）

- ・大規模災害時には、全国知事会のブロック単位の都道府県間で災害応急・復旧対策を支援することとなっており、この連絡調整に関する執務スペースを確保する。

・〈警察本部〉（２名）

大規模災害時の警察の広域援助の仕組みである「広域緊急援助隊（県警本庁舎に設置）」の連絡調整の執務スペースを確保する。

・〈秘書課・広報課〉（２名・５名）

秘書課は知事・副知事の秘書業務を行い、広報課は記者クラブとの調整業務を行う。秘書課は隣接の職員宿舎・防災待機室を待機室とする。広報課は災害情報集約センターにおいて執務を行う。

・その他

①知事、両副知事、秘書課の待機室

知事、両副知事は隣接の職員宿舎・防災待機室を待機室とする。

②職員の宿泊

防災交流センター勤務の職員の宿泊（休憩）は、隣接する職員宿舎棟のサロン（１階）を活用する。

（参考）防災交流センターの機能

- ・執務面積：９２９㎡
- ・勤務人数：最大約２５０人（駐車場：約１００台）
- ・通信設備：防災無線（衛星系）の整備、衛星携帯電話（３台）の整備
- ・発電設備：自家発電装置を整備
（ガスタービン方式５００ＫＶＡ 灯油が地階のタンクに２０，０００リットル貯蔵。
７２時間燃料無補給で発電可能）
- ・その他：免震構造、地下水浄水装置、仮眠室、シャワー室、厨房、
防災待機室（１戸 ４部屋）

県民ふれあい会館

【各部の職員勤務場所】

- ・主な役割：防災交流センターで実施する指揮所以外の事務を行う。

①各部・各班の業務

（「岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則」に定める業務）

②災害対策本部緊急対策チーム関連業務

（「岐阜県災害対策マニュアル」（危機管理部作成）に定める業務）

※防災交流センターで執務するチームを除く

※留意事項

- ・県庁舎が活用できない場合、各部の執務室の代替施設は相当な面積が必要なことから、県庁に

- ・近く、一定規模の面積が確保でき、比較的新しい建築物の「県民ふれあい会館」を位置づける。
- ・県庁舎が活用できない程度の地震動を同様に受けていることから、事前に執務可能かどうかの調査を最初に行う（ふれあい会館を所管する環境生活部及び管財課による）。
- ・ふれあい会館が活用出来ない場合の代替施設の確保については、管財課が行う。
- ・その他、総合教育センターが活用可能な場合は教育委員会の執務室の代替施設として活用する。

- ・運用 : ・職員研修所が管理する第2棟の各研修室を活用予定とする。
- ・非常用通信がないことから、一般回線が不通の場合は、危機管理部・指揮総括チーム（非常用通信担当）により、非常用通信を手配する。
 - ①防災課所有の衛星携帯電話（都合可能台数 県庁3台、休止中6台）
 - ②災害時に貸し出しを行う総務省東海総合通信局の衛星携帯電話11台（ワイドスター 4台、イリジウム 3台、IsatPhone 3台、イリジウム Go! 1台）、簡易無線機15台、MCA無線機5台、可搬型蓄電池システム1式、ワイドスターⅡ専用Wi-Fiルータ4台
 - ③NTT西日本所有の非常用の臨時衛星回線を設置
 - ・小型ポータブル衛星システム：電話 8回線（最大）
 - ・災害対策用加入者系無線システム：電話6回線
- ・執務室の配分

執務室の配分は業務の推移により柔軟に対応する（ふれあい会館の活用など）。

また、近隣の県施設の被害が軽微で、機能的に問題ない場合は、部毎にそのセンター機能を移設することもケース・バイ・ケースで検討するものとする。

執務室の配分に関する業務は、管財課が行う。

（参考）県民ふれあい会館の機能

- ・執務面積：（全館）3,388㎡、（貸出対象施設）1,927㎡
（第2棟研修室のみ）1,461㎡
- ・勤務人数：約430人
※一人あたり面積3.4㎡で積算
- ・通信設備：なし（→危機管理部から衛星携帯電話を移設、又は通信事業者に依頼）
- ・発電設備：自家発電装置を整備
- ・その他：非免震構造

4. 3 「各総合庁舎機能」の確保

各総合庁舎が倒壊するなど被害甚大で、業務継続が困難になった場合の対応

・各庁舎間の相互補完体制

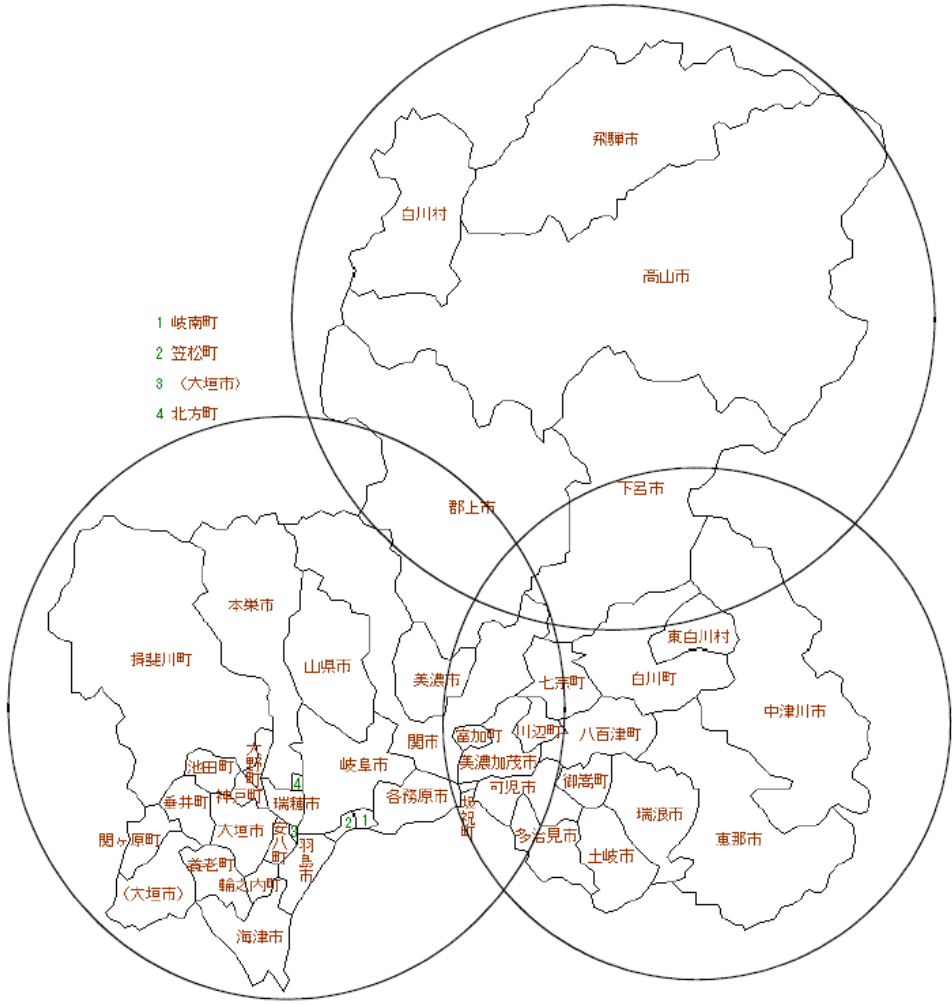
当県の地震被害予測については、県内全域が一度に大きな被害を受ける大地震は想定しにくい。このため、隣接する圏域毎に相互バックアップすることで、特定の庁舎が大破するなど使用不能の状態に陥った場合等、通常業務の遂行が出来ない状態の場合には、近くの代替施設を調査し、代替施設を確保する運用とする。

第1には被害の少なかった近くの総合庁舎にその機能に移すことで、継続すべき通常業務の遂行体制を確保するものとする。

また、機能に移す先の総合庁舎は、その受け入れ体制（執務環境の確保等）に全面的に協力するものとする。

施 設 名	機能移転第1候補	機能移転第2候補	機能移転第3候補
西濃総合庁舎	ソフトピアジャパン	揖斐総合庁舎	可茂総合庁舎
揖斐総合庁舎	西濃総合庁舎	可茂総合庁舎	郡上総合庁舎
可茂総合庁舎	国際たくみアカデミー	東濃西部総合庁舎	恵那総合庁舎
中濃総合庁舎	可茂総合庁舎	岐阜県庁	郡上総合庁舎
郡上総合庁舎	下呂総合庁舎	可茂総合庁舎	飛騨総合庁舎
東濃西部総合庁舎	セラミックパークMINO	恵那総合庁舎	可茂総合庁舎
恵那総合庁舎	東濃西部総合庁舎	下呂総合庁舎	可茂総合庁舎
飛騨総合庁舎	古川土木事務所	下呂総合庁舎	郡上総合庁舎
下呂総合庁舎	飛騨総合庁舎	郡上総合庁舎	恵那総合庁舎

・各庁舎間の相互補完体制イメージ



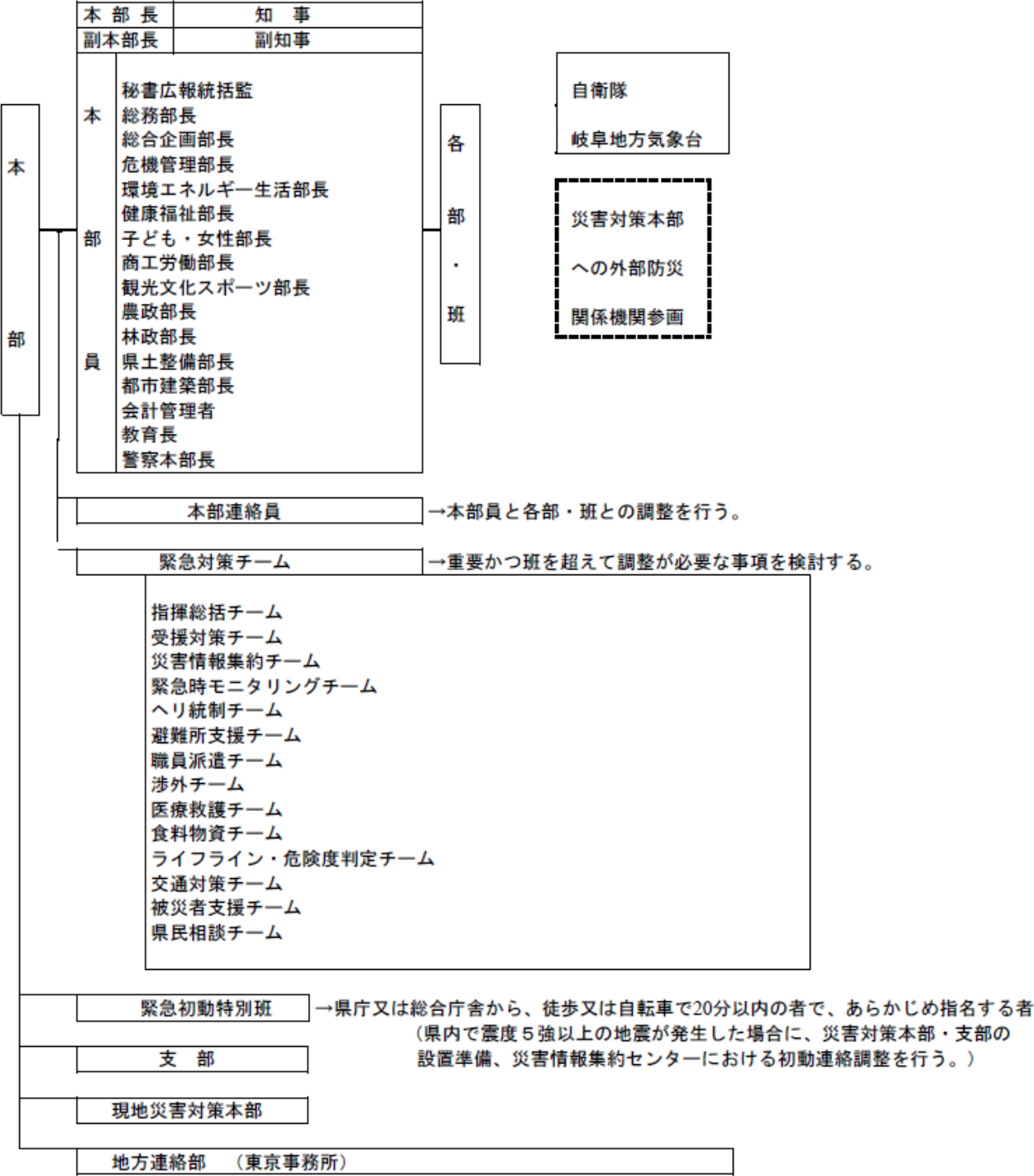
第5章 指揮命令系統

5. 1 指揮命令系統の確立

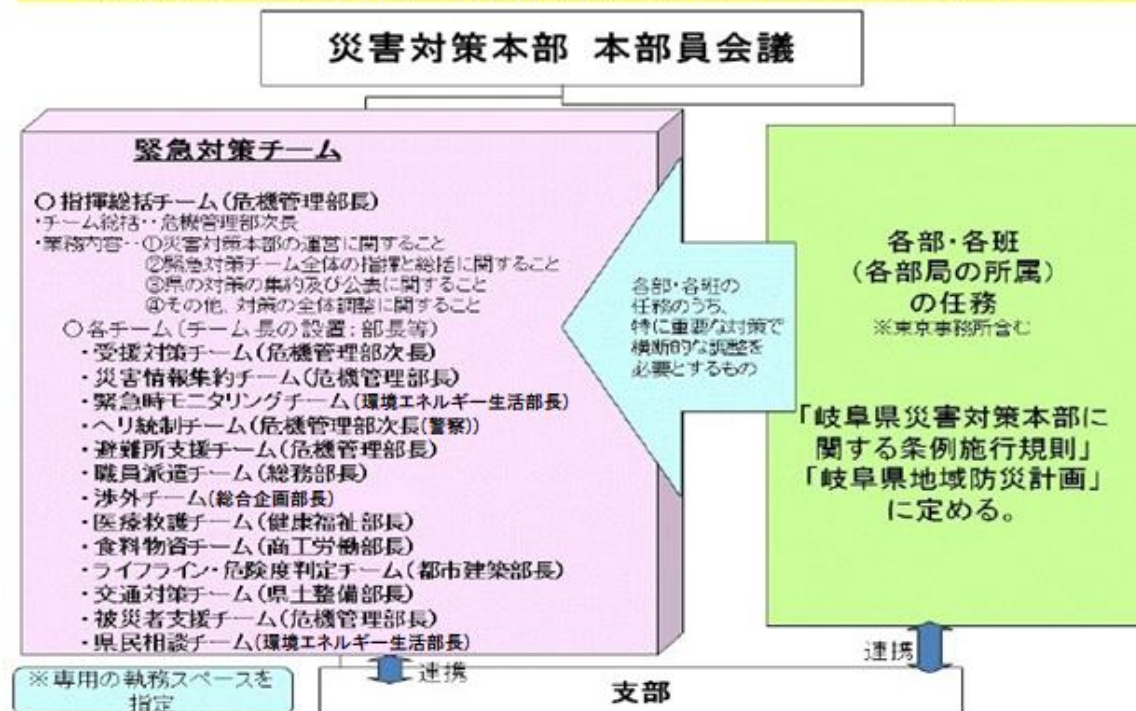
発災時に迅速に対応し、適格に業務を遂行するためには、必要資源が確保され、制度的改善も進むことに加え、組織内の業務がうまく回転していくための、指揮命令系統が確立されることが重要である。

地震時における指揮命令系統は、災害応急対策業務については、地域防災計画等に定められた体制とし、その他の応急業務や継続すべき通常業務については、通常の指揮命令系統とする。

○災害対策本部の編成（県職員防災ハンドブックより）



○ 緊急対策チームと各部・各班との関係（県災害対策マニュアルより）



5. 2 職務代行

責任者が不在の場合にも必要な意思決定がなされるよう職務の代行や継承について、あらかじめ定める。

(1) 一部職務の職務代行

組織の幹部が、本来の業務拠点を離れて、県全体の防災業務遂行を司る災害対策本部に組み入れられる場合には、通常の業務ラインで意思決定を行うことが著しく困難となることが想定される。このような場合には、本来の業務拠点において行う業務の一部又は全部について、あらかじめ定める職務代行者に一時的に職務代行させる。

(2) 全職務の職務代行

連絡が取れない、あるいは出張中である等の理由で、責任者が業務を行えない場合、自動的に職務を代行者に継承する。

※責任者が、勤務地に参集できない状況にあっても、連絡が取れ、指示を仰ぐことが可能な場合は、職務の代行は行わない。

※「岐阜県事務決裁規程第」及び「岐阜県会計例規集：会計管理者の権限に属する専決代決要綱について」に基づき、代行者又は代理者を指定する等、円滑な事務処理ができるよう対応を行うものとする。

(3) 所属毎の代行者の選定

所属毎に業務継続計画に係る責任者及び副責任者、さらには両者が不在、もしくは登庁不能となった場合の代行者を定めておく。代行者には順位付けを行っておく。

<参考；災害対策本部>

○最終意思決定権について

順位 1	災害対策本部長 知事
順位 2	災害対策副本部長 副知事（危機管理部担当）
順位 3	災害対策副本部長 副知事
順位 4	危機管理部長
順位 5	会計管理者
順位 6	総務部長
順位 7	総合企画部長
順位 8	環境エネルギー生活部長
順位 9	健康福祉部長
順位 10	子ども・女性部長
（以下、建制順の部長）	

(4) 職員への周知

所属内の誰が不在となっても、所属の事務が滞ることがないように、所属職員全員へ所属内の指揮命令系統、及び代行の順位等について、事前の周知を行っておくことが必要。

第6章 業務継続体制の向上

6. 1 計画の浸透

発災時に的確に業務継続計画を実行するためには、平常時より職員がこれを理解し、職員それぞれが、所属内において行うべき行動を認識しておく必要がある。このため、計画を配布したり、職場研修等により内容を所属内で周知していくことが求められる。

6. 2 教育訓練等

また、職員への計画の周知、徹底とともに、災害が発生した際に実際に行動ができるよう対応能力の向上を図ることが重要である。このため、職員に対する教育・訓練が求められる。

教育・訓練に関しては、下記訓練等を計画的に実施していくことが必要。

○安否確認訓練、参集訓練（毎年1回）

防災訓練時に実施。あらかじめ定められた方法（安否確認マニュアル）により、各職員は安否情報を連絡し、人事課が集約・報告。あわせて、参集の訓練も行う。

○内部研修、階層別研修を活用した研修の実施

業務継続体制の説明、各所属毎の非常時優先業務や職務代行等も含めた指揮命令系統の確認。

○代替施設の利用に関する訓練

代替施設への移転・利用訓練。

○他組織との連携訓練

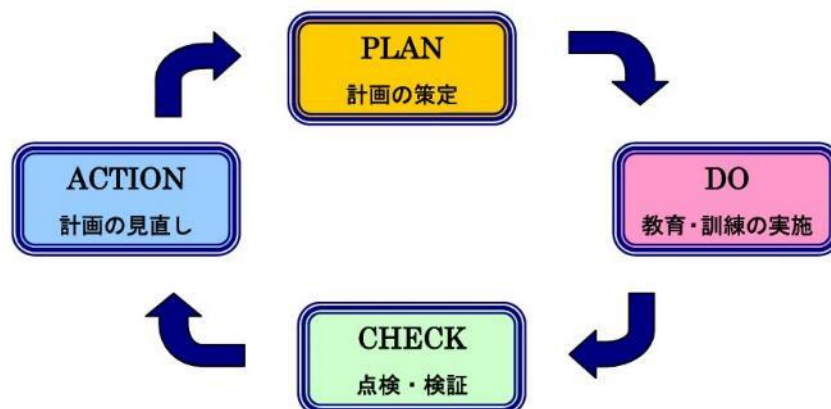
他組織との情報交換や連携した業務の実施に関する訓練。

6. 3 点検・是正

業務継続計画の検討は、一定の前提を踏まえて検討するものであることから、検討結果を踏まえても最初から完全な体制が構築できるとは限らない。訓練等を通じて計画の実行性等を検証し、把握された問題点や訓練等に基づいて、業務継続体制や計画を是正するなど、計画的に計画の実行性等を点検・是正し、レベルアップを図っていくことが求められる。

P D C Aサイクルによる継続的な改善

業務継続計画の実効性を高めるために、教育や研修により、計画の定期的な点検を行い、継続的に改善を行う。



6. 4 市町村との連携

災害等により市町村の行政機能が喪失、不全となった場合を想定し、市町村からの支援要請（災害復旧）や派遣要請などに対応する県側の支援体制を危機管理部等と連携してあらかじめ検討しておくとともに、事案発生にあたっては、検討事項に従い、速やかに支援を行う。

《市町村の業務継続計画策定の支援》

- ・業務継続計画に関する説明会や情報提供を必要に応じて行い、市町村の業務継続計画の策定について支援していく。
- ・なお、策定にあたっては、人員の派遣方法や市町村側の受入体制などについても検討するとともに、想定される状況や地域の特殊性等について調整し、実際の状況に即した計画となるよう心がける。

岐阜県業務継続計画

＜地震等災害編＞

総務部人事課
危機管理部防災課

平成23年12月 1日
令和 7年 4月 1日改正